PLC をめぐる電波監理審議会審理の実態!

東京都市大学大学院教授 青山貞一 JA1IDY

2011年9月6日、過去、約5年間、国相手に行ってきたPLC(電力線搬送通信)についての第21回目の電波監理審議会異議申し立て審理(行政不服審査)が実質的に結審した。今後はと言えば、佐藤主任審理官が過去実に21回も行ってきた異議申し立て審理の内容をまとめ、電波監理審議会の委員に意見具申するとのことである。

大きな節目を迎えたので、ここに PLC 行政訴訟、電波監理審議会への異議申し立て問題について私なりに概括しておきたい。

行政訴訟から異議申立への道程

PLC (Power Line Communication)、電力線搬送通信は電力線を通信回線としても利用する通信技術であるが、PLC において家庭用の電力線 (交流 100V) は、もともと高周波を重畳することを想定してはいなかったため、電力線に高周波を重畳すると電力線がアンテナとして作用し漏洩電磁波が発生することになる。

またその周波数が短波帯の電波と重なるため、短波ラジオ、アマチュア無線、非常通信用無線などの無線通信、電波天文学などに甚大な影響が出る可能性がある。

それを危惧する短波放送聴取者・アマチュア無線家らは、2006年12月7日、総務省にPLCの解禁やメーカーへの事業認可の取り消しを求めて行政訴訟を起こした。さらに訴訟とは別にアマチュア無線家等115名は2007年1月15日に、他の無線通信機器や電気製品(家庭用の医療機器など)への影響の検証が不十分だとして、総務省によりPLC機器に対して交付された型式指定処分に対する異議申立てを行い、電波監理審議会で審理が進められてきた。

この紛争で、私たちは当初、東京地方裁判所に抗告訴訟として、国が行う電波法の省令改正を差し止める行政訴訟を提起したが、国(総務省)は直ぐに行政処分、すなわち電波法の省令のなかで PLC を新たな通信方式として型式指定した。

そこで私たちは差し止め訴訟から処分取り消し訴訟に変更し、実質審議に臨んだが、東京地方裁判所の判事は、 国側の言い分、すなわち前置主義、裁決主義を認め、本件は東京地裁ではなく、行政処分を行った行政庁である総務省が主管する電波監理審議会に異議申し立てをすべしと判決した。私たちはこれを不服として東京高裁に 控訴するとともに、他方で行政不服審査として電波監理審議会に異議申し立てを行ったのである。

電波監理審議会は何なのか

それからすでに5年間弱が経過したことになる。この間、電波監理審議会で行った審理は21回に及ぶ。しかし、何とこの間、電波監理審議会における審理に、電波監理審議会の委員は一度も出席すらしなかった。この電波 監理審議会審理を国は準司法などとしていたが、一体何が準司法なのであろうか?

審議会の委員は一度も参加せず、審理内容も聞かず、判事代わりの主任審理官が5年間弱、21回分の審理 内容をまとめ委員に報告するというのである。 以下の電波監理審議会の委員リストを見ると、どうみても PLC 問題のかけらもまともに理解できそうな委員がいるとは思えない。

電波監理審議会委員一覧(敬称略)

(氏名) (主要現職)

会 長: 原島 博 東京大学名誉教授

会長代理: 前田 忠昭 東京瓦斯株式会社顧問

松崎 陽子 消費生活アドバイザー

山田 攝子 弁護士

山本 隆司 東京大学大学院法学政治学研究科教授

ちなみに、会長の原島博氏のプロフィールは以下の通りである。

すなわち、情報工学者。1945 年 9 月 12 日東京生まれ。1973 年東京大学大学院博士課程修了。東京大学名 誉教授。ヒューマンコミュニケーション工学、つまり人間と人間の間のコミュニケーションを技術の立場からサポートする」ことに関心をもち、その立場から、「空間共有コミュニケーション」や「感性コミュニケーション」の研究を行っている。また、1995 年に「日本顔学会」を発起人代表として設立、「顔学」の構築と体系化に尽力している。

総務省はあえて上記のような委員を置いているのだろう。委員は国会承認事項となっているが、行政不服審査制度そのものは、司法救済をもとめる国民の権利を完全に遮断し、私たちに膨大な時間とカネを使わせ、結果的に棄却するための前置制度としかいいようがない。原告団長の草野利一氏は、これについて、次のように述べている。

『電波とは全く無縁の人達ばかりじゃないですか! 委嘱する総務省の方は無知の人の方が御しやすいわけで、それ自体はわかりますが引き受ける方のモラルが大問題です。』まさに至言である。

今後、年内に佐藤主任審理官が電波監理審議会の委員に 21 回の審理内容、準備書面、証拠、参考人証言 内容などを報告するとのことだが、委員リストにある委員が、どうみても実質審理の内容を理解し、私たちにとっ てまともな判断を示すとは思えない。

草野さんはこれについて次のように述べている。

『裁判員裁判だってプロの裁判官は含まれていて、プロの裁判官の意見が多数に入っていないとダメじゃないんですか? 電波に関して一人も専門知識がある委員がいないなんて、佐藤主任審理官は私が決めるのではないなどと言っていましたが、間違いなく100パーセント佐藤主任審理官の報告に依存するでしょう。これでは詐欺ですね。』 これも至言である。

異議申立を総括する動画を YouTube 上に公開

私は9月上旬、異議申し立て審理の最終弁論が終わったので、この5年間弱を総括する動画を制作しようということになり、環境総合研究所のビデオスタジオで、仕事の同僚にPLC問題について一項目ずつ質問を出してもらい、私(青山貞一)が回答する一問一答形式のインタビューのビデオ収録を行った。一般人でもある程度理解可能なように配慮したこともあるが、概要ビデオの収録は何と約2時間かかった。

私は YouTube から特別許可をもらっており、通常 1 本 15 分しかアップロードできない YouTube ですが、この動画は時間制限なしで全てを見ることができます。内容はまだ不十分な部分もありますが、とりあえず青山貞一の総括として見ていただければと思います。

◆青山貞一・5 年に及ぶ PLC 行政訴訟総括インタビュー

http://www.youtube.com/watch?v=054iYaCLMao